キ　緩和ケア診療加算
ノ　強度行動障害入院医療管理加算
オ　重度アルコール依存症入院医療管理加算
ク　摂食障害入院医療管理加算
ヤ　がん診療連携拠点病院加算
マ　栄養管理実施加算
ケ　栄養サポートチーム加算（７対１入院基本料又は10対１入院基本料を算定するものに限る。）
フ　医療安全対策加算
コ　褥瘡患者管理加算
エ　褥瘡ハイリスク患者ケア加算
テ　ハイリスク妊娠管理加算
ア　ハイリスク分娩管理加算
サ　慢性期病棟等退院調整加算（注５に規定する特定入院基本料を算定するものに限る。）
キ　急性期病棟等退院調整加算（注５に規定する特定入院基本料を算定するものを除く。）
ユ　新生児特定集中治療室退院調整加算
メ　救急搬送患者地域連携紹介加算
ミ　救急搬送患者地域連携受入加算
シ　総合評価加算
ヱ　呼吸ケアチーム加算
ヒ　後発医薬品使用体制加算（注５に規定する特定入院基本料を算定するものを除く。）

Ａ１０１　療養病棟入院基本料（１日につき）

１　療養病棟入院基本料１

イ　入院基本料Ａ　1,758点（健康保険法第63条第２項第２号及び高齢者医療確保法第64条第２項第２号の療養（以下この表において「生活療養」という。）を受ける場合にあっては、1,744点）
ロ　入院基本料Ｂ　1,705点（生活療養を受ける場合にあっては、1,691点）
ハ　入院基本料Ｃ　1,424点（生活療養を受ける場合にあっては、1,410点）
ニ　入院基本料Ｄ　1,369点（生活療養を受ける場合にあっては、1,355点）
ホ　入院基本料Ｅ　1,342点（生活療養を受ける場合にあっては、1,328点）
ヘ　入院基本料Ｆ　1,191点（生活療養を受ける場合にあっては、1,177点）
ト　入院基本料Ｇ　934点（生活療養を受ける場合にあっては、920点）
チ　入院基本料Ｈ　887点（生活療養を受ける場合にあっては、873点）
リ　入院基本料Ｉ　785点（生活療養を受ける場合にあっては、771点）

２　療養病棟入院基本料２

イ　入院基本料Ａ　1,695点（生活療養を受ける場合にあっては、1,681点）
ロ　入院基本料Ｂ　1,642点（生活療養を受ける場合にあっては、1,628点）
ハ　入院基本料Ｃ　1,361点（生活療養を受ける場合にあっては、1,347点）
ニ　入院基本料Ｄ　1,306点（生活療養を受ける場合にあっては、1,292点）
ホ　入院基本料Ｅ　1,279点（生活療養を受ける場合にあっては、1,265点）
ヘ　入院基本料Ｆ　1,128点（生活療養を受ける場合にあっては、1,114点）
ト　入院基本料Ｇ　871点（生活療養を受ける場合にあっては、857点）
チ　入院基本料Ｈ　824点（生活療養を受ける場合にあっては、810点）
リ　入院基本料Ｉ　722点（生活療養を受ける場合にあっては、708点）

注１　病院の療養病棟（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床（以下この表において「療養病床」という。）に係る病棟として地方厚生局長等に届け出たものをいう。以下この表において同じ。）であって、看護配置、看護師比率、看護補助配置その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第３節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に係る区分及び当該患者の疾患、状態、ＡＤＬ等について別に厚生労働大臣が定める区分に従い、当該患者ごとにそれぞれ所定点数を算定する。ただし、注３のただし書に該当する場合には、当該基準に係る区分に従い、それぞれ１又は２の入院基本料Ｉを算定する。

２　注１に規定する病棟以外の療養病棟については、当分の間、地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者（第３節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、特別入院基本料として、563点（生活療養を受ける場合にあっては、549点）を算定できる。

３　療養病棟入院基本料を算定する患者に対して行った第３部検査、第５部投薬、第６部注射及び第13部病理診断並びに第４部画像診断及び第９部処置のうち別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含み、別に厚生労働大臣が定める薬剤及び注射薬の費用を除く。）は、当該入院基本料に含まれるものとする。ただし、患者の急性増悪により、同一の保険医療機関の一般病棟へ転棟又は別の保険医療機関の一般病棟へ転院する場合には、その日から起算して３日前までの当該費用については、この限りでない。

４　入院患者が別に厚生労働大臣が定める状態の場合は、当該基準に従い、当該患者につき、褥瘡評価実施加算として、１日につき15点を所定点数に加算する。

５　当該病棟に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者、介護保険法第８条第25項に規定する介護老人保健施設（以下この表において「介護老人保健施設」という。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の５に規定する特別養護老人ホーム（以下この表において「特別養護老人ホーム」という。）、同法第20条の６に規定する軽費老人ホーム（以下この表において「軽費老人ホーム」という。）、同法第29条第１項に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。）等若しくは自宅から入院した患者又は当該保険医療機関（急性期医療を担う保険医療機関に限る。）の一般病棟から転棟した患者については、転院、入院又は転棟した日から起算して14日を限度として、救急・在宅等支援療養病床初期加算として、１日につき150点を所定点数に加算する。

６　当該病棟においては、第２節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ　地域医療支援病院入院診療加算
ロ　臨床研修病院入院診療加算
ハ　在宅患者緊急入院診療加算
ニ　診療録管理体制加算
ホ　乳幼児加算・幼児加算
ヘ　地域加算
ト　離島加算
チ　ＨＩＶ感染者療養環境特別加算